

犬 フンの後始末は、飼い主の最低限のマナーです。

「家の周りで犬にフンをされて困る」という苦情が、たいへん多く寄せられています。犬の散歩をする際は、ビニール袋などを持ち歩き、フンは必ず持ち帰りましょう。※犬のフン害でお困りの方に、フン害防止啓発用の環境美化看板を無料配布しています。ご希望の方は、環境課（環境センター）へお越しください。

「犬が吠えてうるさい」など犬の飼育に関する指導の相談については、幸手保健所へご連絡ください。
犬の飼育に関する相談 ☎ 幸手保健所 ☎ (42) 1101



猫 野良猫へのエサやりは、飼うことと同じという意識を持ちましょう。

「野良猫にエサをあげている人がいる」「野良猫が子猫を生んでしまった」という苦情が、たいへん多く寄せられています。

町では『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』に基づき指導を行っていますが、野良猫へのエサやりは条例に違反する行為ではありません。しかし、ご近所トラブルの原因となってしまうことも考えられます。そのため、野良猫にエサを与えることは飼うことと同じという意識を持ち、また周辺の住民へ配慮して、決められた時間にエサやりと片付けをするなどマナーを守りましょう。また、排せつ物も積極的に清掃し衛生管理に努めましょう。

猫は『動物の愛護及び管理に関する法律』で保護された動物のため、町で野良猫を捕獲することはできません。

猫に関する相談 ☎ 埼玉県動物指導センター南支所 ☎048 (855) 0484

●猫を適正に飼育しましょう

飼い猫が近隣に迷惑をかけないように注意し、次の項目について考えて飼育してください。

【終生飼育】

猫もけがや病気になり、年もとります。愛情と責任を持って一生世話をしましょう。

【屋内飼育】

交通事故や失踪、感染症などから猫を守るため屋内で飼育しましょう。

【不妊去勢手術】

繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術をしましょう。発情に伴うケンカ、大きな鳴き声、泌尿生殖器の病気などが減ります。

【名札】

迷い猫をなくすために、飼い主の連絡先を明記した首輪や名札をつけましょう。マイクロチップの装着でも身元を確認できます。

狂犬病予防のため、犬の飼い主には、生涯1回の登録と毎年1回の予防注射が義務付けられています。町では、飼い犬の「登録」と「予防注射」を促進するため、集合注射を行います。登録済みの方には、案内はがきをお送りします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場にお越しになる際は、マスク着用をお願いします。また、飼い主や同居家族に発熱・咳・倦怠感などの症状が見られる方は参加をご遠慮ください。

集合注射日程

はがき（送付された方のみ）と費用を持参し、希望日・時間に飼い犬と共に会場にお越しください。

月日	時間	会場
4月14日(木)	10時～11時30分	高野農村センター
	13時30分～15時	杉戸西近隣公園
4月15日(金)	10時～11時30分	保健センター
	13時30分～15時	南公民館
4月18日(月)	10時～11時30分	生涯学習センター
	13時30分～15時	生涯学習センター
4月19日(火)	10時～11時30分	東公民館
	13時30分～15時	泉公民館

※左記日程で狂犬病予防注射を受けられない場合は、動物病院で注射をした後、環境課（環境センター内）で手続きをしてください。（新規登録（登録料、注射済票代）／3,550円、登録済／550円）

※生後3か月未満や妊娠中・産後1か月未満の犬については、後日注射をしてください。

※注射は、健康な犬が体調の良い時に受けることが原則です。

※病中・病後および健康状態に異常のある犬は、かかりつけの獣医師に相談のうえ、注射をしてください。

集合注射費用（1頭につき）

当日は釣銭の無いようご協力をお願いします。

新規登録／6,500円

（登録料3,000円、注射料金2,950円、注射済票代550円）

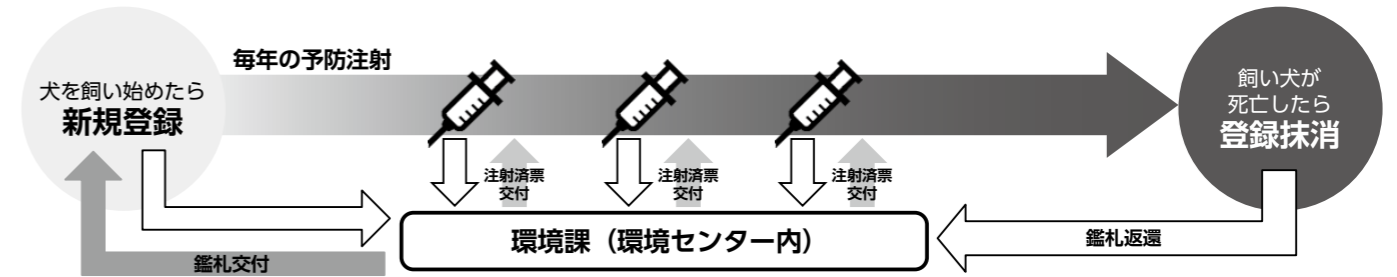
登録済／3,500円

（注射料金2,950円、注射済票代550円）

登録時に受け取る「鑑札」と、注射後に手続きし、受け取る「注射済票」は愛犬の首輪に取り付けましょう。



★新しく犬を飼った、飼い犬が死亡した、年1回の予防注射が済んだ、その際は環境課で手続きを★



杉戸高野台さくら祭を中止します

例年3月下旬から、杉戸西近隣公園で開催している「杉戸高野台さくら祭」につきまして、新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、来場者、関係者の皆さまの健康と安全を最優先に考慮した結果、令和4年は中止とさせていただきます。

また、同時開催の軽スポーツが体験できる「レクリエーションスポーツフェア」につきましても、同様に中止とさせていただきます。



愛 同和問題（部落差別）について ～問題の解決に向けて～

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別によって、一部の人が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区とよばれる特定の地域の出身者であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職時に差別を受けたりするなど、基本的人権の侵害に関わる我が国固有の重大な人権問題です。

近年、情報化の進展に伴い、インターネット上において、県内外の特定の地域を同和地区と識別させ、同和問題を助長・誘発するような事件や、同和問題を口実に不当な利益を求める「えせ同和行為」等の事象が起きています。また、昨年1月には、県内において、差別ビラが小学校やその周辺に数回にわたり撒かれたという事件が起きました。これらは、同和問題を正しく理解していないがゆえに起きた事件であり、現在もなお同和問題が残っていることを象徴しています。

そうした問題を解決し、差別のない社会を実現していくため、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体では部落差別の解消に向けた研修やイベント等の様々な取り組みを行っています。

いっどこで起こるか分からないこのような問題に対して、誤った情報に流されることのないよう、正しい理解と認識を深めていく必要があるのではないのでしょうか。